

# 愛媛県土地家屋調査士会境界鑑定委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、土地の権利保全に関し、土地家屋調査士(以下「調査士」という。)制度における公共的使命を果たすため、調査士の専門性を発揮し土地境界の明確化に寄与することを目的として愛媛県土地家屋調査士会会則(以下「会則」という。)第54条第1項に基づき必要な事項を定める。

## (名称)

第2条 前条の目的を達成するため愛媛県土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)に設置する委員会の名称は、境界鑑定委員会(以下「委員会」という。)と称する。

## (構成)

第3条 委員会は、若干名で構成し、委員長及び副委員長を置く。

2. 前項の委員は、会長が理事会に諮り委嘱する。
3. 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。
4. 会長が必要と認めたときは、会員でない学識経験者のうちから若干人の特別委員を委嘱することができる。

## (委員の任期)

第4条 委員及び特別委員の任期は、会則第32条を準用する。

2. 前項の委員は、会長が理事会に諮り委嘱する。

## (招集)

第5条 委員会は、会長の承認を経て委員長が招集する。

## (委員会)

第6条 委員会は、原則として年3回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

## (運営)

第7条 委員会は、委員長が議長となり委員会を統轄する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 委員は、委員長及び副委員長を補佐し委員会の業務を分掌する。
4. 委員会は、会則第37条を準用し、議事録を作成しなければならない。

## (業務)

第8条 委員会は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 境界鑑定に係る業務(以下「鑑定業務」という。)に伴う調査・測量業務の基準の研究に関する事項
- (2) 鑑定業務の実務研修に関する事項
- (3) 鑑定業務の取扱い及び鑑定成果に対する指導・助言に関する事項
- (4) 鑑定業務の啓もう宣伝に関する事項
- (5) その他会長から諮問された事項

(委員の任務)

第9条 委員は、前条の業務を遂行する上において、特に重要と認められる事項又は会員の受託した業務のうち必要な事案を委員会に付議し、委員会の名と責任において対処するものとする。

2. 特別委員は、委員長から諮問又は特命を受けた事項の調査研究及び審議を行うものとする。

(理事会の承認)

第10条 委員会は、前2条の規定を除く重要な事項については、理事会の承認に基づき実施するものとする。

(受託会員の心得)

第11条 鑑定業務を受託した会員(以下「受託会員」という。)は、鑑定業務の取扱いにおいて公正かつ中立的立場を堅持し、誠実に行わなければならない。

2. 鑑定業務の取扱いは、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条に抵触しないよう留意するものとする。

(受託者への報告)

第12条 受託会員は、次の書面等を委員会に提出するものとする。

- (1) 土地境界鑑定書の写し
- (2) 委託を受けた土地「以下同じ」の地図写し
- (2) 登記所保管の地積測量図の写し
- (3) 現状測量図
- (4) 鑑定図の写し
- (5) その他参考図面
- (6) その他鑑定業務に必要な書面

2. 委員会は、前項各号の書面等を確認の上、受託会員に所要の指導、助言を行うものとする。

3. 受託会員は、前項の手続を経て受託者に、鑑定業務の結果を報告するものとする。

4. 受託会員は、鑑定業務を完了したときは、第1項の書面等の写しを添えてその結果を委員会に報告しなければならない。

(旅費、手当等)

第13条 委員の旅費・手当は、調査士会旅費規程を準用する。

2. 委員会の経費は、一般会計から支弁する。

(業務取扱基準等)

第14条 鑑定業務の取扱基準は、別に定める。

(意見聴取)

第15条 委員会は、第8条の鑑定業務の遂行上必要がある場合は会長の承認を経て、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(規程の制定及び改正)

第16条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を要する。

## 附 則

施行期日

この規程は、平成2年5月12日から施行する。

## 附 則

施行期日

この規程は、平成16年3月13日から施行する。